

新潟県長期優良住宅建築等計画認定実施要綱

制定 平成21年4月24日

最終改正 令和4年1月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定に関して必要な事項を定める。

(認定基準等)

第2条 法第6条第1項第3号に規定する「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」を判断するための基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち、建築物に関する事項とし、当該計画に適合しない場合は、原則として長期優良住宅建築等計画を認定しないものとする。

2 次に掲げる住宅の建築制限のある区域内にあつては原則として長期優良住宅建築等計画を認定しないものとする。ただし、申請建築物が市街地開発事業の施行区域内における施設建築物である建築物及び区画整理地内の除却が不要な建築物である等長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りではない。

- (1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- (2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- (3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- (4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

3 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域内において、当該計画に適合しない場合は、原則として長期優良住宅建築等計画を認定しないものとする。

4 次の各号に掲げる区域内にあつては原則として長期優良住宅建築等計画を認定しないものとする。ただし、区域の指定が解除されることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合等にあつては、この限りでない。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域

附則（平成21年制定）

この要綱は平成21年4月24日から施行する。

附則（平成21年改正）

この要綱は平成21年6月4日から施行する。

附則（令和4年改正）

この要綱は令和4年2月20日から施行する。

参考資料（第2条第1項関係）

地 区	地 区 計 画
阿賀野市	横町地区、千刈西地区
聖籠町	諏訪山木の株地区、役場周辺第1地区、大夫聖籠山地区、 別條南地区、蓮野長峰山地区、蓮潟長峰山地区、 大夫聖籠山第2地区
加茂市	学校町・都ヶ丘・赤谷地区、八幡一丁目・八幡二丁目地区、 若宮町一丁目・若宮町二丁目・秋房地区、 石川二丁目・幸町二丁目・新栄町地区、 旭町・栄町地区、柳町二丁目・芝野地区、中興野地区
見附市	元町地区、葛巻地区、市野坪地区、柳橋地区、上新田・新幸町地区、 ウエルネスタウン地区、市野坪町タウン地区
村上市	松原町地区
燕市	吉田南地区
南魚沼市	美佐島・川窪地区
十日町市	十日町駅西地区
糸魚川市	本町、大町一丁目・二丁目、横町一丁目・二丁目、新鉄一丁目

※ 令和4年1月現在